

# 職員からの苦情相談に関する規則

令和2年6月26日  
公平委規則第5号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員（離職した者を含む。次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書（様式第1号）又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限るものとする。

### (1) 離職に関する苦情相談

### (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (職員相談員)

第3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、事務局職員のうちから、事務局長及び事務局次長の職にある者並びに苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を職員相談員として指名する。

## (事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせん、その他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるとき、その他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 公平委員会は、当該事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（令和2年公平委員会規則第3号）第3条第1項に規定する措置要求書又は不利益処分についての審査請求に関する規則（令和2年公平委員会規則第4号）第3条第1項に規定する審査請求書を受理したときは、当該事案の苦情相談の処理を打ち切るものとする。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前2項の規定により苦情相談の処理が打ち切られたときは、申出人に対し、書面（様式第2号）により通知するものとする

(調査)

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の所属する課等の長(以下「所属長」という。)又は当該苦情相談に係る職員に対し、必要に応じて、事情聴取、照会、その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について書面(様式第3号)により、記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員及びその他苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容、その他苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 所属長は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会及び所属長の協力)

第9条 公平委員会は、所属長に対し、苦情相談に係る事務について、情報の提供、研修の実施、助言、その他必要な協力をを行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び所属長は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月18日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月15日公平委規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は公布の日から施行する。